

尾張旭市介護サービス事業所等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が交付する介護サービス事業所等事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症拡大及び収束の反復が予想される中で、感染リスクを負いながら、地域福祉を支えている介護サービス事業所等を支援し、今後も引き続き地域の介護サービス等の体制が確保されることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 支援金の交付の対象は、令和2年8月1日時点において、尾張旭市内の全ての介護サービス事業所（居宅療養管理指導及び介護予防支援を除く。）及び介護施設等（以下「事業所等」という。）を運営し、同日後も事業を継続する社会福祉法人及び民間事業者（以下「運営者等」という。）とする。この場合において、介護施設等には、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、愛知県に届出のある有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を含むものとする。

(交付額等)

第4条 支援金の交付額は、令和2年8月1日時点において実施しているサービスの種別ごとに、1事業所当たり10万円とし、交付回数は1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一敷地内の事業所等において、種別が異なる複数のサービスが一体として提供されているときは、これらを同一のサービスとみなす。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする運営者等（以下「申請者」という。）は、尾張旭市介護サービス事業所等事業継続支援金交付申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）（以下これらを「申請書等」という。）を、市長が別に定める日までに提出するものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、申請書等を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定する。

2 交付の決定及びその通知は、尾張旭市介護サービス事業所等事業継続支援金交付決定通知書（第3号様式）により、支援金を交付すべきものと認められた申請者へ通知し、支援金を当該申請者が指定する銀行等口座へ交付するもの

とする。

- 3 第1項の審査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、尾張旭市介護サービス事業所等事業継続支援金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の取消し）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（返還）

第8条 市長は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、支援金の取消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日以前において支援金の交付を受けた者に係る第7条及び第8条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。